

職務に関する働きかけの件数及び概要

(平成28年11月～平成29年3月)

1 対応記録件数

件数	3件
----	----

2 対応記録概要

No.	働きかけ内容	対応状況
1	特定の効能を持つ自社の製品以外の類似製品の広告は、景品表示法違反であるので、指導すべきと主張する事業者がいるので、一度電話を入れて説明をしてほしい。	景品表示法は特定の表示を一切禁ずる趣旨のものではないため、事業者の主張するような指導をすることはできない。科学的根拠のない表示をしている場合には、指導していく旨説明の電話をした。
2	毎年、地元町会の神輿を都の施設の敷地に置かせてもらっている。当該施設は工事のため休館中であるが、今年も置かせてほしい。	対応が可能であるか、工事施工業者に確認する。
3	<ul style="list-style-type: none">東京文化プログラム助成のガイドラインについて、実施主体の表記が分かりにくいので、表記を全て助成事業実施団体の正式名称にしてほしい。採択事業のビラやポスター等に助成事業実施団体のロゴ表示を義務としないほしい。	助成事業実施団体へ検討を依頼した結果、ロゴ表示の義務付けを削除し、正式名称への訂正について一部対応した。

【問合せ先】生活文化局総務部総務課庶務担当（代表）03-5321-1111（内線）29-112